

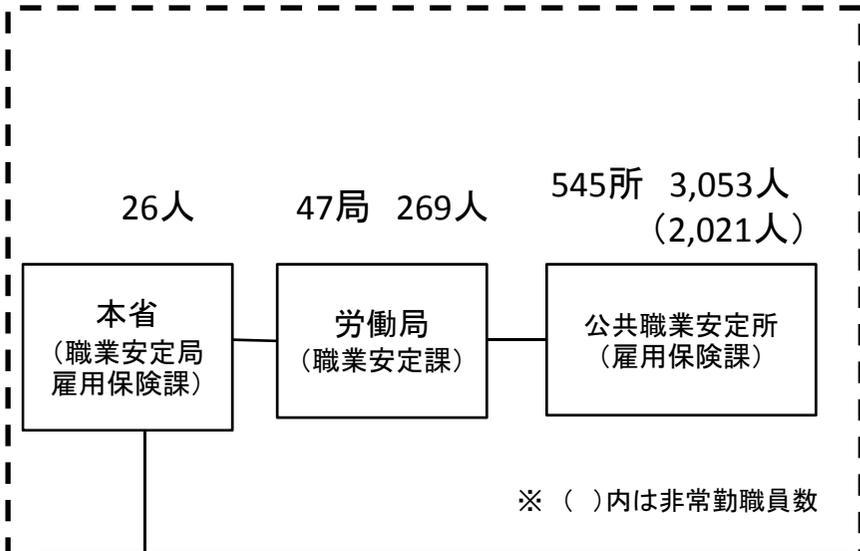
雇用保険業務について
《事務・事業説明資料》

雇用保険業務概要

《基礎データ》

	常勤職員(非常勤職員)		予算額(うち人件費) ※人件費には、職員及び非常勤を含む	
	22年度	21年度	22年度	21年度
本省	26人 (0人)	26人 (0人)	17億円 (うち2億円)	20億円 (うち2億円)
労働局	269人 (0人)	274人 (0人)	29億円 (うち23億円)	26億円 (うち21億円)
公共職業安定所	3,053人 (2,021人)	3,121人 (2,021人)	285億円 (うち280億円)	289億円 (うち286億円)
給付費			2兆6,790億円	2兆2,605億円

《組織図》



《主な事務・事業》

事務・事業	人員	予算
給付業務	2,746人 (非常勤1,694人)	321億円 (うち人件費305億円)
適用業務	602人 (非常勤327人)	
その他(委託事業)	—	10億円
システム関連(※)	—	253億円

＜委託事業＞

【雇用保険活用援助事業(H22予算:800,354千円)】

- ・中小零細事業主を対象に雇用保険制度の個別相談・援助等を実施

【雇用保険コンサルティング事業(H22予算:156,505千円)】

- ・中小企業事業主を対象として、雇用保険二事業及び雇用保険制度の活用方法、申請手続きについて相談・援助等を実施

注)・上記予算額には、雇用保険業務に係る常勤職員及び非常勤職員の人件費及び事業費を計上しており、ハローワーク庁舎の光熱水料等の経費は計上していない。

・システムについては、別途事務事業の仕分けを実施済。

雇用保険制度について

目的

- 雇用保険制度は、労働者が失業した場合に、セーフティネットとして、その生活の安定と早期再就職の促進のために、給付を行うもの。

特徴

- 雇用保険の保険事故である失業の発生は、個々の企業や労働者の行動だけでなく、我が国経済社会全体の動きからの影響を大きく受けるものである。このため、国が全国ネットワークによる強制加入の社会保険制度として実施し、保険集団を大きくしてリスクの分散を図ることにより、事業を安定的に運営している。
- 保険事故たる失業状態の判断においては、「労働の意思」という、外形的把握が困難な要件について判定する必要があり、ハローワークでの職業紹介と一体的運営をすることにより、支給決定の際に実際の求職活動実績を確認することを通じて適正な支給を確保している。

※ 先進主要国においても、日本と同様に、雇用保険と職業紹介が一体的に実施。また、実施主体についても、連邦国家であるドイツも含め、全国組織で実施(参考3)。

適用関連データ

- 適用事業所数 202万件 (21年度。対前年度比0.01%増)
- 被保険者数 3,751万人 (21年度。対前年度比0.5%増)

給付関連データ

- 支給資格決定件数 226万5千件 (21年度。対前年度比3.0%増)
- 雇用保険の受給者の月平均 97万1千人 (21年度。対前年度比62.5%増)
- 給付額の目安

離職前賃金12万円 (月額) → 給付額9万6千円 (月額)
36万円 → 18万円

※ 離職前賃金によって異なり、低賃金の方ほど手厚い給付率 (50%~80%)

その他のデータ

- 不正支給件数: 8,442件 (21年度。対前年度比18.9%増)
- 不正支給金額: 1,523,458千円 (21年度。対前年度比46.0%増)
- 待ち時間60分超のHW (雇用保険部門) : 21年4月→約70%、22年4月→約20%

雇用保険業務の具体的内容

適用の流れ

1 被保険者資格取得届の受理

- 労働者を雇用した場合、事業主がハローワークに対し、取得届を提出。

※ 届出漏れが疑われる事案がある場合、**現地調査等**を通じて確認し、遡及して適用。

2 被保険者資格喪失届の受理

- 労働者が離職した場合、事業主がハローワークに対し、喪失届を提出。

※ **離職理由**については、会社都合か自己都合かで給付日数に差があるため、**適用部門と給付部門**で連携し、**事業主及び離職者の双方**に確認した上で慎重に判断。

持続可能で信頼ある制度に向けた取組

- 個別支援の必要性が高い受給者に対して、個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を実施し、給付を抑制。
- 就職後の受給や架空の事業所設置等による不正受給を防止。

給付の流れ(基本手当)

1 求職票の受理

- 求職者が公共職業安定所に来所し、求職申込みを行う。

2 受給資格決定

- 離職による資格喪失・離職理由の確認
- 必要な被保険者期間(原則として、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上)があること**の確認**
- **労働の意思及び能力の確認(※) = 失業状態の確認**

3 失業の認定(4週間に1回)

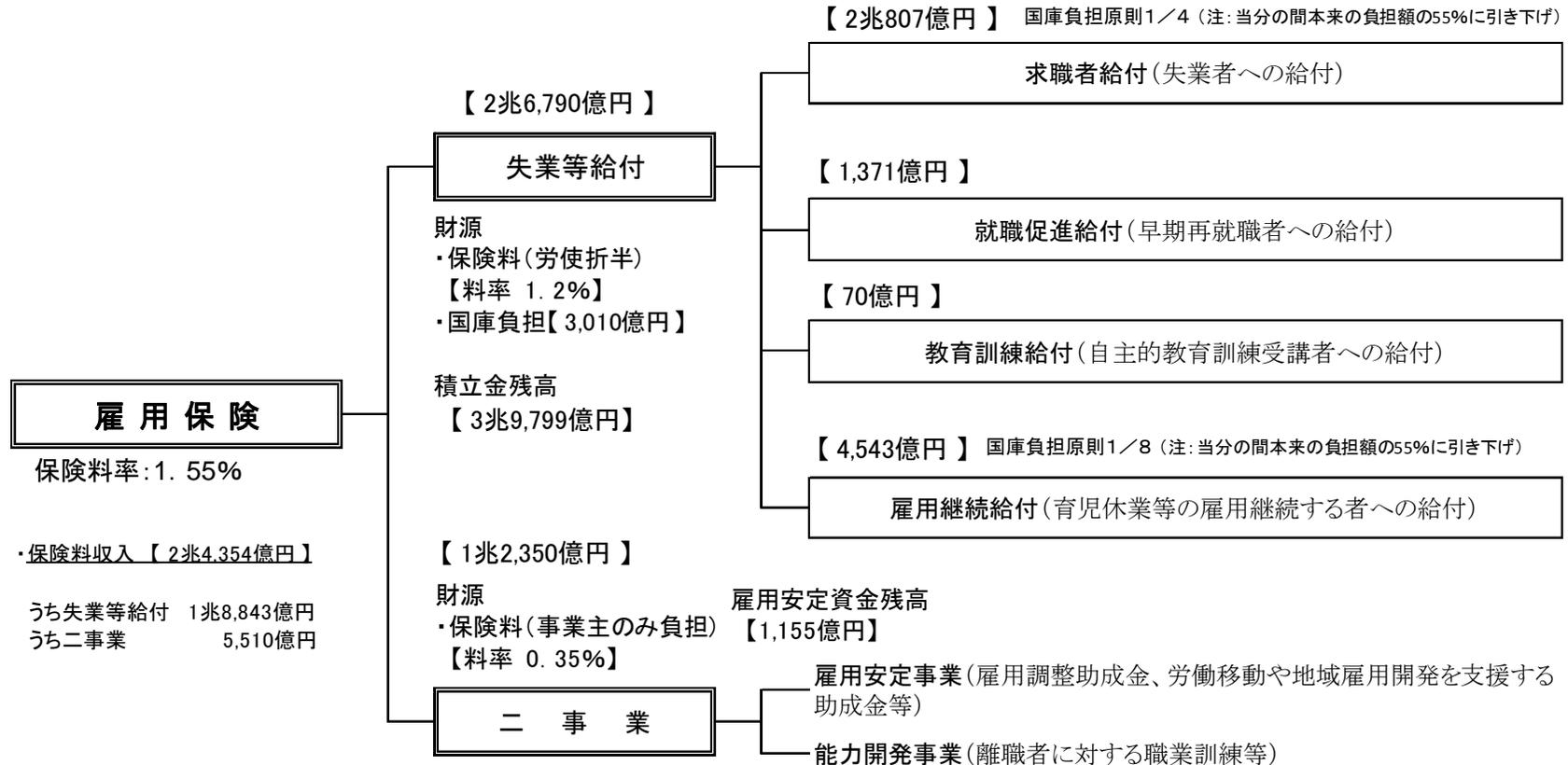
- **労働の意思及び能力の確認(※) = 失業状態の確認**
- 就職した日等があったかどうかの確認

※ 個々の受給者と面談し、求職活動の状況等を慎重に確認

4 支給

- 受給者の普通預金口座への振込みによる支給

(参考1) 制度の全体像と最近の主な制度見直し



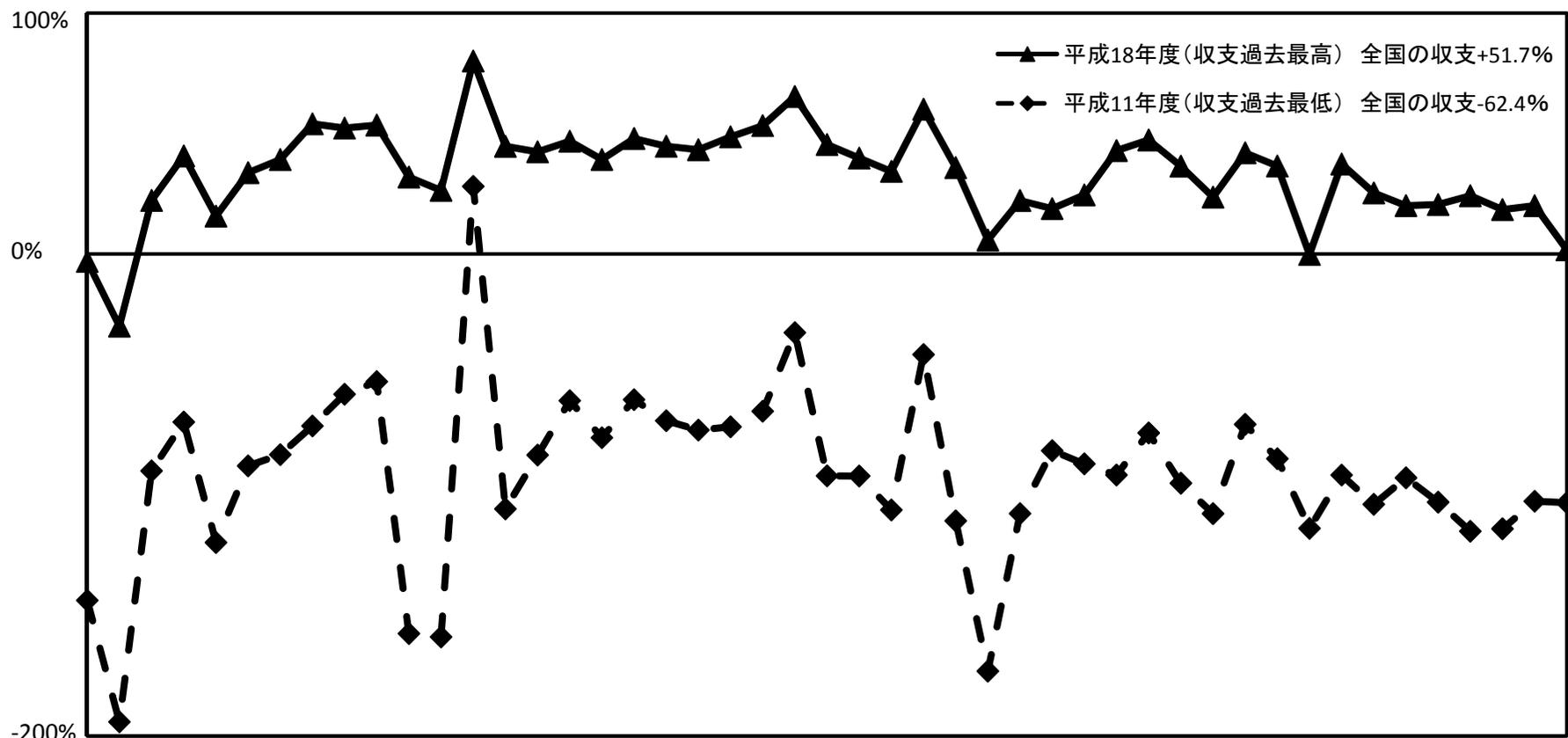
(参考)最近の主な制度見直し

- 平成21年3月31日より、再就職が困難な方の給付日数を60日分延長する個別延長給付を創設(これまで約62万人に対して延長。)
- 平成22年4月より、非正規労働者に対する雇用保険の適用範囲を「6ヶ月以上雇用見込み」から「31日以上雇用見込み」に拡大(これにより255万人が新たに対象となる見込み。)

(参考2) 雇用保険の都道府県別収支状況等について

- 都道府県によって、収支状況に大きな格差がある(例えば、平成18年度の実績を単純に置き換えると、青森県は全国平均の3倍以上、東京都の7倍以上の保険料が必要)
- 給付や収入は雇用失業情勢の動向等に依存する(例えば、平成11年度の給付は平成18年度の2倍以上)ため、収支状況は大きく変動する
- 他都府県で就業している労働者については、保険料の徴収と給付を行う都府県が異なる

雇用保険の都道府県別収支状況((収入-支出)/収入)



北青岩宮秋山福茨栃群埼千東神新富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖
海森手城田形島城木馬玉葉京奈川潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良和歌山取根山島口島川媛知岡賀崎本分崎島縄

(参考3) 諸外国における職業紹介・失業保険関係業務の実施主体

◎ 先進主要国においても、日本と同様に、雇用保険と職業紹介が一体的に実施されている。

	紹介業務	認定業務
イギリス	ジョブセンタープラス庁	ジョブセンタープラス庁
アメリカ	職業安定所(州)	職業安定所(州)
ドイツ	職業安定所 (連邦雇用機関)	職業安定所 (連邦雇用機関)
スウェーデン	職業安定所	職業安定所
フランス	雇用局	雇用局

※ 英国では、1974年から職業紹介と失業保険の給付を切り離したものの濫給が生じ、1986年、サッチャー政権が両事業を統合(統合の初年度には受給者約3割減)。

※ フランスでは、2008年2月に成立した法律により、全国雇用機関(ANPE)と商工業雇用協会(ASSEDIC)を統合し、新たな組織「Pole emploi(雇用局)」を2009年1月に設立。

(参考4) 失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	18年度	19年度	20年度	21年度 二次補正後	22年度 予算
収 入	28,764	22,214	22,896	20,165	22,258
支 出	15,261	14,917	15,907	24,608	29,459
差 引 剰 余	13,503	7,297	6,989	▲ 4,443	▲ 7,201
積 立 金 残 高	41,535	48,832	55,821	51,400	39,799

- (注) 1. 21年度及び22年度の予算の「支出」には、予備費(21' 720億円、22' 予算1,390億円)が計上されている。
2. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
3. 22年度予算の積立金残高は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な4,400億円が減額されている。
4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

(参考5) 積立金残高と受給者実人員の推移

